

おもいやり駐車場

利用制度



おもいやり駐車場とは

車いすマークのある駐車スペースのうち、施設管理者の協力(申し出)を得て「おもいやり駐車場ステッカー」(以下に掲載)が表示されている駐車スペース



この案内表示
が目印です



制度の概要

障がいや難病等で歩行が困難な方、またはけが人や妊産婦等一時に歩行が困難な方からの申し出により県が利用証を交付します。利用者は、「おもいやり駐車場」ステッカーが表示されているスペースに駐車する際に利用証を掲示するものです。



車外から
見えるように
掲示します



注:「高齢運転者等専用駐車区間」では使用できません。



ご注意ください

これらのマークは「おもいやり駐車場利用証」
ではありません。「おもいやり駐車場」を利用する
場合には、申請を行い「おもいやり駐車場利用証」
の交付を受けてください。



おもいやり駐車場利用制度

真心もいっしょに駐車しましょう。

利用対象者

交付基準		確認書類
区分	対象等級	
身体障がい者	視覚障がい	1級～4級
	平衡機能障がい	1級～5級
	肢体不自由	上肢 1級～2級
		下肢 1級～6級
		体幹 1級～5級
	脳病変による 運動機能障がい	上肢機能 1級～2級
		移動機能 1級～6級
	心臓機能障がい	1級～4級
	じん臓機能障がい	1級～4級
	呼吸器機能障がい	1級～4級
身体障がい者	膀胱又は直腸機能障がい	1級～4級
	小腸機能障がい	1級～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級
	肝臓機能障がい	1級～4級
	知的障がい者	A(最重度・重度)
	精神障がい者	1級
	要支援高齢者等	要支援1～2、要介護1～5
	難病患者	指定難病医療費受給者
		特定疾患医療受給者
		小児慢性特定疾患医療費受給者
妊産婦	妊娠7か月～産後3か月	身分証明書及び母子健康手帳
	けがまたは病気の者	最長 24か月
身体障害者手帳		

申請方法

- 交付申請書※1に確認書類(氏名、住所、交付基準に該当する箇所の写し)を添えて、申請受付・交付窓口へ提出してください。※2
- 市町村等へ申請する場合、県機関へ郵送で申請する場合は、送付先を記入し、140円切手を貼付した返信用封筒(角2)も添付してください。

※1 交付申請書は、申請受付・交付窓口へ備え付けてあります。

また、県のホームページでも入手することができます。([福島県おもいやり駐車場](#) で )

※2 妊産婦の場合は、氏名、住所が明記された身分証明書の写しと、母子手帳の表紙及び出産予定日が記載されている箇所の写しを提出してください。

申請受付・交付窓口(即日交付)

福島県保健福祉部障がい福祉課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	☎ 024-521-7170
県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町8-30	☎ 024-534-4156
県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町153-1	☎ 0248-75-7808
県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市郭内127	☎ 0248-22-5478
会津保健福祉事務所	〒965-0807 会津若松市城東町5-12	☎ 0242-29-5272
南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2	☎ 0241-63-0307
相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30	☎ 0244-26-1133
いわき地方振興局県民部福祉課	〒970-8026 いわき市平字梅本15	☎ 0246-24-6204

※ なお、この他、各市町村、障がい団体でも申請受付を行っていますが、利用証は後日送付されます。

お問い合わせ先

福島県保健福祉部
障がい福祉課(共生社会担当)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7170

E-mail shougaifukushi@pref.fukushima.lg.jp

HP: [福島県おもいやり駐車場](#) で 

